

◎日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定  
 (略称) 韓国との漁業協定

昭和四十年 六月二十二日  
 昭和四十年十二月 十一日  
 昭和四十年十二月 十四日  
 昭和四十年十二月 十四日  
 昭和四十年十二月 十八日  
 昭和四十年十二月 十八日  
 昭和四十年十二月 十八日

東京で署名  
 国会承認  
 批准の閣議決定  
 批准書認証  
 ソウルで批准書交換  
 公布及び効力発生の告示  
 (昭和四十年条約第二六号)  
 効力発生

目次

ページ

前文 ..... 二四七

第一条 漁業水域の設定 ..... 二四七

第二条 共同規制水域の設定 ..... 二四八

第三条 暫定的漁業規制措置の実施 ..... 二四九

第四条 漁業水域における取締り及び裁判管轄権の行使 ..... 二四九

第五条 共同資源調査水域の設定 ..... 二五〇

第六条 日韓漁業共同委員会の設置 ..... 二五〇

第七条 日韓漁業共同委員会の任務 ..... 二五二

第八条 漁船の安全操業、事故の解決 ..... 二五三

韓国との漁業協定

ページ

第九条 紛争の解決 . . . . . 二五四

第十条 批准、効力発生及び有効期間 . . . . . 二五五

末文 . . . . . 二五五

附屬書 . . . . . 二五六

1 最高出漁隻数又は統数 . . . . . 二五六

2 漁業規模 . . . . . 二五七

3 網目 . . . . . 二五八

4 集漁燈の光力 . . . . . 二五八

5 証明書及び標識 . . . . . 二五九

○ 韓国の漁業水域の直線基線に関する交換公文 . . . . . 二六〇  
昭和三十九年六月二十二日 東京で

目次 . . . . . ページ

韓国側書簡 . . . . . 二六〇

韓国の漁業水域の直線基線 . . . . . 二六〇

日本側書簡 . . . . . 二六一

○ 韓国の漁業水域に関する交換公文 . . . . . 二六四  
昭和四十年六月二十二日 東京で

目次 . . . . . ページ

韓国側書簡 . . . . . 二六四

韓国の漁業水域に暫定的に含まれる済州島水域……………二六四

日本側書簡……………二六六

○合意された議事録……………二六八

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次……………ページ

1 証明書及び標識並びに出漁状況の相互通報……………二六八

2 共同規制水域内の年間総漁獲基準量、水揚港、漁獲量の相互通報……………二六八

3 暫定的漁業規制措置に関する取締り及び違反……………二七〇

4 日韓漁業共同委員会の事務局長の選任……………二七一

5 仲裁委員の選定……………二七二

6 監視船間の出漁状況の情報提供……………二七二

7 沿岸漁業……………二七二

8 国内漁業禁止水域等の相互尊重……………二七二

9 無害通航……………二七四

10 海難救助及び緊急避難……………二七四

○標識に関する交換公文……………二七五

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次……………ページ

日本側書簡……………二七五

韓国との漁業協定

標識の様式及び附着場所

..... 二七五

韓国側書簡

..... 二七九

○漁業協力に関する交換公文

..... 二八二

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

ページ

韓国側書簡

..... 二八二

技術及び経済分野における相互協力

..... 二八二

日本側書簡

..... 二八三

○安全操業に関する往復書簡

..... 二八四

昭和四十年六月二十二日 東京で

目次

ページ

日本側書簡

..... 二八四

安全操業のための民間の取決め

..... 二八四

(別紙)

..... 二八五

民間の取決めにもられる項目

..... 二八五

韓国側書簡

..... 二八六

○ 討議の記録 ..... 二八八

目 次

ページ

日本側代表の発言 ..... 二八八

(a) 出漁隻数又は統数についての行政指導 ..... 二八八

(b) 取締りの視察 ..... 二八八

(c) 日本の沿岸漁業の実体 ..... 二八八

韓国側代表の発言 ..... 二八九

(a) 出漁隻数又は統数についての行政指導 ..... 二八九

(b) 取締りの視察 ..... 二八九

(参考)

○ 大臣声明 ..... 二九〇

目 次

昭和四十年六月二十二日 東京で

(a) 日本国外務大臣の声明 ..... 二九〇

(b) 韓国外務部長官の声明 ..... 二九〇

(c) 日本国農林大臣の声明 ..... 二九〇

(d) 韓国農林部長官の声明 ..... 二九一

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、

両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、

公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほかは尊重されるべきことを確認し、

両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、  
両国の漁業の発展のため相互に協力することを希望して、  
次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に關して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に關する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に關する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議

일본과 大韓民國 間の 漁業 協定

일본과 大韓民國 間,

양국이 공동의 관심을 갖는 수역에서의 어업 자원의 최대의 지속적 생산성이 유지되어야 함을 희망하고,  
전국의 자원의 보존 및 그 합리적 개발 발전을 도모함이 양국의 이익에 도움이 될을 확신하고,  
공해 자유의 원칙이 본 협정에 특별한 규정이 있는 경우를 제외하고는 존중되어야 한다는 것을 확인하고,  
양국의 지리적 근접성과 양국 어업량의 교착으로부터 발생할 수 있는 분쟁의 원인을 제거하는 것이 요망됨을 인정하고,  
양국 어업의 발전을 위하여 상호 협력할 것을 희망하여,  
다음과 같이 합의하였다.

양국 어업의 발전을 위하여 상호 협력할 것을 희망하여,  
다음과 같이 합의하였다.

제 1 조

1 양締約국은 각締約국이 자국의 연안의 기선부터 육상하여 12해리까지의 수역을, 자국이 어업에 관하여 배타적 관할권을 행사하는 수역 (이하 「어업에 관한 수역」이라 함)으로 인정하는 권리를 상호 인정한다.  
단, 일방締約국이 이 어업에 관한 수역의 설정에 있어 자국 기선을 사용하는 경우 양국은 그 기선 기선은 타방締約국과

の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に関する水域において他方の締約国の漁船が漁業に従事することを排除することについて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分については、その部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部分が終わる二点とをそれぞれ結ぶ直線により二分する。

第二条

両締約国は、次の各線により囲まれる水域（領海及び大韓民国の漁業に関する水域を除く。）を共同規制水域として設定する。

- (a) 北緯三十七度三十分以北の東経百二十四度の経線
- (b) 次の各点を順次に結ぶ線
  - (i) 北緯三十七度三十分と東経百二十四度との交点
  - (ii) 北緯三十六度四十五分と東経百二十四度三十分との交点
  - (iii) 北緯三十三度三十分と東経百二十四度三十分との交点
  - (iv) 北緯三十二度三十分と東経百二十六度との交点
  - (v) 北緯三十二度三十分と東経百二十七度との交点

協定に於て 결정한다.

2 양 체결국은 일방 체결국이 자국의 어업에 관한 수역에서 타방 체결국의 어선이 어업에 종사하는 것을 배제한 채 타방의 상호 이익을 제거하지 아니한다.

3 양 체결국의 어업에 관한 수역이 중복하는 부분에 대하여는, 그 부분의 최대의 폭을 나타내는 직선을 2등분하는 점과 그 중복하는 부분이 끝나는 2점을 각각 연결하는 직선의 의하여 양분한다.

제 2 조

양 체결국은 다음 구간으로 둘러 사이는 수역 (영해 또는 타방 정부의 어업에 관한 수역을 제외함)을 공동 규제 수역으로 설정한다.

- (a) 북위 37도 30분 이북의 동경 124도의 경선
- (b) 다음 구간을 차례로 연결하는 선
  - (i) 북위 37도 30분과 동경 124도의 교점
  - (ii) 북위 36도 45분과 동경 124도 30분의 교점
  - (iii) 북위 33도 30분과 동경 124도 30분의 교점
  - (iv) 북위 32도 30분과 동경 126도의 교점
  - (v) 북위 32도 30분과 동경 127도의 교점

暫定的漁業規制措施の實施

- (vi) 北緯三十四度三十四分三十秒と東経百二十九度二分五十秒との交点
- (vii) 北緯三十四度四十四分十秒と東経百二十九度八分との交点
- (viii) 北緯三十四度五十分と東経百二十九度十四分との交点
- (ix) 北緯三十五度三十分と東経百三十度との交点
- (x) 北緯三十七度三十分と東経百三十一度十分との交点
- (xi) 牛岩嶺高頂

第三条

両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船によるさばつり漁業について、この協定の不可分の一部をなす附屬書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。(トンとは、総トン数によるものとし、船内居住区改善のための許容トン数を差し引いたトン数により表示する。)

第四条

1 漁業に関する水域の外側における取締り(停船及

(vi) 北緯 34度 34分 30秒 東経 129度 2分

50秒の 点

(vii) 北緯 34度 44分 10秒 東経 129度

8分の 点

(viii) 北緯 34度 50分 北 東経 129度 14分の

点

(ix) 北緯 35度 30分 北 東経 130度の 点

(x) 北緯 37度 30分 北 東経 131度 10分の

点

(xi) 牛岩嶺 高頂

第 3 条

両締約国は、共同規制水域에서、어업 자원의 최대의 지속적 생산성을 확보하기 위하여 필요한 모든 조치가 충분한 과학적 조사에 의하여 실시 될 때까지, 자인한 어업, 건망 어업 및 60톤 이상의 어선에 의한 어종이 낚시 어업에 대하여, 본 협정의 부속書の 일부를 이루는 부속서에 규정된 어업 규제 조치를 실시한다. (본 "미터"란 말은 총 톤수에 의한 톤수로 하며, 선박 거주구 개선을 위한 어종 톤수를 공인 톤수에 의하여 표시함)

第 4 条

1 어업에 관한 수역의 외측에서의取締り(정선 및



外に於ける取締り及び裁判の權を行使する

び臨検を含む。)及び裁判管轄權は、漁船の屬する締約国のみが行ない、及び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置を誠実に遵守することを確保するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対する適當な罰則を含む国内措置を実施する。

第五條

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範圍及びその水域内で行なわれる調査については、第六條に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、兩締約国間の協議の上決定される。

第六條

日韓漁業共同委員会の設置

1 兩締約国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その會議の運営に関する規則を決定し、

調整(包括的)の共同管理の責任を負ふ。包括的調整の責任は、共同委員部が負ふ。共同委員部は、共同委員部の責任を履行する。共同委員部は、共同委員部の責任を履行する。

2 共同委員部は、共同委員部の責任を履行する。共同委員部は、共同委員部の責任を履行する。共同委員部は、共同委員部の責任を履行する。

第五條

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範圍及びその水域内で行なわれる調査については、第六條に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、兩締約国間の協議の上決定される。

第六條

1 共同委員部は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会(以下「委員会」という。)を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その會議の運営に関する規則を決定し、

必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そのほか一方の国別委員部の要請により会合することができる。第一回会議の期日及び場所は、両締約国の間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行なうものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設の事務局が設置される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができる。また、必要に応じ、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の経費を必要と認めるときは、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出を

履行が 있을 때에는 이를 수할 수 있다.

5 위원회는 매년 적어도 1회 회합하고 또한 그 외에 일방의 특별위원부의 요청에 의하여 회합할 수 있다. 제 1회 회의의 일차 및 장소는 양 계약국 간의 합의로 결정한다.

6 위원회는 제 1회 회의에서 의장 및 부의장을 상이한 특별위원부에서 선정한다. 의장 및 부의장의 임기는 1년으로 한다. 특별위원부로부터의 의장 및 부의장의 선정은 매년 1회씩 각이 그 자위에 순번으로 대표되도록 한다.

7 위원회 밑에 그 사무를 수행하기 위한 상설 사무국이 설치된다.

8 위원회의 공용어는 일본어 및 한국어로 한다. 제안 및 자료는 어느 공용어도 제출할 수 있으며, 또한 필요에 따라 영어로도 제출할 수 있다.

9 위원회가 공동의 경비를 필요하다고 인정할 때에는 일방의 자금을 요구하고 또한 양 계약국이 승인한 일차 및 비율에 따라 양 계약국이 부담하는 부담금에 의하여 위원회가 지불한다.

10 위원회는 공동 경비를 위한 자금의 지출을

委任することができる。

第七条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

- (a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査について、並びにその調査及び研究の結果に基づき執られるべき共同規制水域内における規制措置について両締約国に勧告する。
- (b) 共同資源調査水域の範囲について両締約国に勧告する。
- (c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に関する事項につき検討し、及びその結果に基づき執られるべき措置（当該規制措置の修正を含む。）について両締約国に勧告する。
- (d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に関する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにその結果に基づき執られるべき措置について両締約国に勧告する。
- (e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。
- (f) この協定の違反に関する同等の刑の細目の制定

第 7 条

1 위원회는 다음 업무를 수행한다.

- (a) 양 체결국이 공통의 관심을 갖는 수역에서의 어업 자원의 연구를 위하여 행하는 과학적 조사에 대하여, 또한 그 조사와 연구의 결과에 의거하여 취할 공동 국제 수역 안에서 국제 조치에 대하여 양 체결국에 권고한다.
- (b) 공동 자원 조사 수역의 범위에 대하여 양 체결국에 권고한다.
- (c) 필요에 따라 잠정적 어업 국제 조치에 관한 사항에 대하여 검토하고, 또한 그 결과에 의거하여 취할 조처 (당해 국제 조치의 수정을 포함함)에 대하여 양 체결국에 권고한다.
- (d) 양 체결국 어선간의 조업의 안전과 질서에 관한 필요한 사항 및 해상에서의 양 체결국 어선간의 사고에 대한 일반적인 취급 방침에 대하여 검토하고 또한 그 결과에 의거하여 취할 조처에 대하여 양 체결국에 권고한다.
- (e) 위원회의 요청에 의거하여 양 체결국이 제공하여야 할 자료, 통계 및 기록을 편집하고 연구한다.

について審議し、及び両締約国に勧告する。

(四) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出する。

(四) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、執られるべき措置について両締約国に勧告する。

2 委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、専門家をもつて構成される下部機構を設置することができる。

3 両締約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委員会の勧告をできる限り尊重するものとする。

第八条

1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対し、航行に関する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認める措置を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。

(1) 本協定の目的の達成を助成する技術的資料の提供に同意し、かつ、必要に応じて、両締約国に協力する。

(2) 本協定の目的の達成を助成する技術的資料の提供に同意し、かつ、必要に応じて、両締約国に協力する。

(3) 本協定の目的の達成を助成する技術的資料の提供に同意し、かつ、必要に応じて、両締約国に協力する。

(4) 本協定の目的の達成を助成する技術的資料の提供に同意し、かつ、必要に応じて、両締約国に協力する。

(5) 本協定の目的の達成を助成する技術的資料の提供に同意し、かつ、必要に応じて、両締約国に協力する。

附則

1 本協定は、両締約国の国民及び漁船間の航行に関する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認められる措置を執るものとする。

2 本協定の目的の達成を助成するため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。



批准、効  
力発生及  
期  
間

末  
文

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員  
会の決定に服するものとする。

第十條

1 この協定は、批准されなければならない。批准書  
は、できる限りすみやかにソウルで交換されるもの  
とする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生  
ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後は、い  
ずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終  
了させる意思を通告する日から一年間効力を存続す  
る。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのた  
めに正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正  
文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のため

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のため

李 東 元

金 東 祚

韓国との漁業協定

4 양 체결국 정부는 본 조의 규정의 의거한 중재 위원회의  
결정에 복한다.

제 10 조

1 본 협정은 비준되어야 한다. 비준서는 가능한 한  
조속히 서울에서 교환한다. 본 협정은 비준서가 교환된  
날로부터 효력을 발생한다.

2 본 협정은 5년간 효력을 가지며, 그 후에는 어느  
일방 체결국이 타방 체결국에 본 협정을 종결 시킬 의사를  
표시하는 날로부터 1년간 효력을 가진다.

이상의 증거로서, 하기 대표는 각각의 정부로부터 정당한 위임을  
받아 본 협정에 서명하였다.

1965년 6월 22일 요코하모에서 동등이 정본인 일본어  
및 한국어로 본서 2통을 작성하였다.

일본국을 위하여

대장 민국을 위하여

椎名悦三郎

李 東 元

高杉 晋一

金 東 祚

1114

附屬書

この協定の第三条に定める暫定的漁業規制措置は、  
兩締約国のそれぞれに適用されるものとし、その内容  
は、次のとおりとする。

最高出漁  
隻数又は  
統数

- 1 最高出漁隻数又は統数(共同規制水域内における  
操業のため証明書を所持し、かつ、標識を附着して  
同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統数  
の最高限度をいう。)
- (a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業につ  
ては百十五隻
- (b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業につ  
ては、
  - (i) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間  
においては二百七十隻
  - (ii) 五月一日から十月三十一日までの期間にお  
いては百隻
- (c) まき網漁業については、
  - (i) 一月十六日から五月十五日までの期間にお  
いては六十隻
  - (ii) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間  
においては百二十隻
- (d) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業につ  
ては十五隻

捕 獲 量

本協定 第 3 条 に 於 け る 暫 定 的 漁 業 規 制 措 置 中  
の 捕 獲 量 規 制 措 置 中 の 捕 獲 量 規 制 措 置 中  
の 捕 獲 量 規 制 措 置 中 の 捕 獲 量 規 制 措 置 中

1 漁 船 1 隻 当 り の 捕 獲 量 ( 捕 獲 量 規 制 措 置 中  
の 捕 獲 量 規 制 措 置 中 の 捕 獲 量 規 制 措 置 中  
の 捕 獲 量 規 制 措 置 中 の 捕 獲 量 規 制 措 置 中 )

- ( a ) 50 톤 미만의 어선에 의한 자인만 어업에  
대하여는 115톤
- ( b ) 50톤 이상의 어선에 의한 자인만 어업에 대하여는  
  - ( i ) 11월 1일부터 4월 30일까지의 기간  
에는 270톤
  - ( ii ) 5월 1일부터 10월 30일까지의 기간에는  
100톤
- ( c ) 5월 1일부터 10월 30일까지의 기간에는  
  - ( i ) 1월 1일부터 5월 15일까지의 기간에는 60톤
  - ( ii ) 5월 16일부터 11월 15일까지의 기간  
에는 120톤
- ( d ) 60톤 이상의 어선에 의한 고등어 낚시 어업에  
대하여는 15톤

# 漁船規模

## 2

ただし、操業期間は六月一日から十二月三十一日までとし、操業区域は大韓民国の慶尚北道と慶尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分と東経百三十度との交点とを結ぶ直線以南(ただし、済州島の西側におつては北緯三十三度三十分以南)の水域とする。

(9) 日本画の漁船と大韓民国の漁船との漁獲能力の格差がある間、大韓民国の出漁隻数又は統数は、両締約国政府間の協議により、この協定の最高出漁隻数又は統数を基準とし、その格差を考慮して調整される。

## 漁船規模

(a) 底びき網漁業のうち、

- (i) トロール漁業以外のものについては三十トン以上百七十トン以下
- (ii) トロール漁業については百トン以上五百五十トン以下

ただし、五十トン以上の漁船による底びき網漁業(大韓民国が日本海において認めてゐる六十トン未満の漁船によるえび底びき網漁業を除く。)は、東経百二十八度以東の水域においては、行なわれないこととする。

단, 조업 기간은 6월 1일부터 12월 31일까지로 하며, 조업 구역은 대한 민국의 경상북도와 경상남도의 경계선부터 영남선의 교점과 북위 35도 30분과 동경 130도의 교점을 연결하는 직선 이남 (단, 제주도에서 서쪽에 있어서는 북위 33도 30분 이남)의 수역으로 한다.

(9) 일본국 어선과 대한 민국 어선의 어획 능력에 격차가 있는 동안, 대한 민국의 총어 채수 또는 총수는 양 계약국 정부 간의 협의에 따라, 본 협정의 최고 총어 채수 또는 총수를 기준으로 하고 그 격차를 고려하여 조정한다.

## 2 어선 규모

(a) 저인망 어업 중에서

- (i) 트롤 어업 이외의 것에 대하여는 30톤 이상 170톤 이하
- (ii) 트롤 어업에 대하여는 100톤 이상 550톤 이하

단, 50톤 이상의 어선에 의한 저인망 어업 (대한 민국이 동해에서 인정하고 있는 60톤 미만의 어선에 의한 경우 저인망 어업을 제외함)은 동경 128도 이동의 수역에서는 행하지 아니한다.



(b) まき網漁業については網船四十トン以上百トン以下

ただし、この協定の署名の日に日本国に現存する百トン以上のまき網船一隻は、当分の間例外として認められる。

(c) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については百トン以下

3 網目(海中における内径とする。)

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業については三十三ミリメートル以上

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については五十四ミリメートル以上

(c) まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の身網の主要部分については三十三ミリメートル以上

集魚燈の  
光力

4 集魚燈の光力(発電機の総設備容量)

(a) まき網漁業については一統につき、十キロワット以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯船一隻とし、計二十七・五キロワット以下  
(b) 六十トン以上の漁船によるさばつり漁業については十キロワット以下

(b) 干帆作業に 대하여는 帆竿 40톤 이상 100톤 이하

단, 본 협정 서명일에 일본국에 현존하는 100톤 이상의 干帆 帆竿 1척은 日本국 예외로 인정한다.

(c) 60톤 이상의 어선에 의한 고등어 낚시 어업에 대하여는 100톤 이하

3 망목(해중에서의 내경으로 함)

(a) 50톤 미만의 어선에 의한 저인양 어업에 대하여는 33밀리미터 이하

(b) 50톤 이상의 어선에 의한 저인양 어업에 대하여는 54밀리미터 이하

(c) 신망 어업용 전경이 또는 고등어를 대상으로 하는 어망의 干帆의 주요 부분에 대하여는 30밀리미터 이하

4 집어등의 燈力(발전기의 총설비 용량)

(a) 干帆 어업에 대하여는 1동 방 10킬로와트 이하의 동선 2회 및 7.5킬로와트 이하의 동선 1회으로 함과, 합계 27.5킬로와트 이하

(b) 60톤 이상의 어선에 의한 고등어 낚시 어업에 대하여는 10킬로와트 이하

5

證明書及び標識

(a) 共同規制水域内に出海する漁船は、それぞれの政府が発給する證明書を所持し、かつ、標識を附着するものとする。ただし、まき網漁業に従事する漁船については、網船以外の漁船は證明書を所持する必要はなく、また、網船は正の標識を、網船以外の漁船は正の標識に符合する副の標識をそれぞれ附着するものとする。

(b) 證明書及び標識の総数(底びき網漁業及びさばつり漁業に従事する漁船については各漁船に附着される二枚の標識を一として計算し、まき網漁業に従事する漁船については網船に附着される二枚の正の標識を一として計算する。)は、暫定的漁業規制措置の対象となる漁業別に当該漁業に関する最高出海隻数及び統数と同数とする。ただし、漁業の実態にかんがみ、五十トン以上の漁船による底びき網漁業についてはその最高出海隻数の十パーセントまで、五十トン未満の漁船による底びき網漁業についてはその最高出海隻数の二十パーセントまで、それぞれ増加発給することができる。

(c) 標識の様式及び附着場所は、両締約国政府間の協議により定められる。

5 輪船の標識

(a) 공동 규제 수역 안에 출어하는 어선은 각 정부가 발급하는 감찰을 소지하고 또한 표지를 부착하여야 한다. 단, 건망 어업에 종사하는 어선에 대하여는 감시 이외의 어선은 감찰을 소지할 필요가 없으며, 또한 명선은 경 표지, 명선 이외의 어선은 경 표지에 부착하는 부 표지를 추가 부착하여야 한다.

(b) 輪船의 표지의 총수(저인망 어업 및 고등어 낚시 어업에 종사하는 어선에 대하여는 각 어선에 부착하는 2개의 표지를 하나로 계산하고, 건망 어업에 종사하는 어선에 대하여는 명선에 부착하는 2개의 경 표지를 하나로 계산함)는 잠정적 어업 규제 표지의 대상이 되는 어업별 표지에 어업이 포함 되고 출어 척수 및 용수하 당수로 인하여, 어업의 선체에 비하여 50톤 이상의 어선에 의한 저인망 어업에 대하여는 그 최고 출어 척수의 15퍼센트까지, 50톤 미만의 어선에 의한 저인망 어업에 대하여는 그 최고 출어 척수의 20퍼센트까지 추가 증가 발급할 수 있다.

(c) 표지의 양식 및 부착 장소는 양 제약국 정부 간의 협의에 의하여 정하여 진다.



本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

각하에게서 서보이 본관의 발한한는 주의할 요한 부인하.

일본국 외무대신

서이나 에쓰 사부토요

외무성

토요토요

0  
김영 /  
외무부 직함

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に関して次の直線基線を決定する意向であることを申し述べ、光栄を有します。

(1) 長響岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線

(2) 花岩湫及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線

(3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、于汝岩、上白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直線

(4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、稷島、上旺燈島及び横島（鞍馬群島）のそれぞれの西端を順次結ぶ直線

本長官は、閣下が前記の直線基線の決定について日本国政府として異議がないことを日本国政府に代わつて確認されれば、大韓民国政府は、この問題についての日本国政府との協議が終了したものとみなすことを申し述べ、光栄を有します。

---

本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に関して前記の直線基線を決定されることについて日本政府として異議がないことを申し述べ、る光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓國の漁業に関する水域に関する交換公文)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東経百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東経百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線

- (2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東経百二十五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東経百二十五度五十六分二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

1965年 6月 22日

東京海上

す。

本協定は、日本国政府と大韓民国政府との間で締結された協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯 33度 48分 15秒 東経 127度 21分 15秒、北緯 33度 47分 30秒 東経 127度 13分 30秒との交点、北緯 33度 47分 30秒 東経 127度 13分 30秒との交点及び牛島の真東 12海里の点を順次結ぶ直線

- (2) 北緯 33度 56分 25秒 東経 125度 55分 30秒との交点、北緯 33度 24分 20秒 東経 125度 56分 20秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

す。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

임근구 외무장관

시이나 에츠구보로오

외무장관

보안문서.

임근구  
외무장관



書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付け閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光栄を有します。暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

(1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東経百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東経百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線

(2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東経百二十五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東経百二十五度五十六分二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる兩國政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下